

特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令
平成 5年 3月 3日大蔵省令第22号

改正：令和 2年 4月17日内閣府令第37号（企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令）

改正前	改正後
-附則-	
施行日：令和 2年 4月17日	
<p>1 この省令は、平成五年四月一日から施行する。</p> <p>2 金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律（平成四年法律第八十七号。以下「制度改革法」という。）による改正前の証券取引法（以下「旧法」という。）第二条第三項又は第四項に規定する募集又は売出しに関する旧法第四条第一項の規定による届出がその効力を生じている有価証券については、制度改革法による改正後の証券取引法（以下「新法」という。）第四条第一項の規定による届出がその効力を生じている有価証券とみなして改正後の特定有価証券の内容等の開示に関する省令第八条の規定を適用する。</p> <p>3 この省令は、外国投資信託証券に係る有価証券報告書及び半期報告書（これらに係る訂正報告書を含む。）にあつては、施行日以後に終了する特定期間（第二十三条に定める期間をいう。以下この項において同じ。）に係るものに適用し、施行日前に終了する特定期間に係るものについては、なお従前の例による。</p> <p>◆追加◆</p>	<p>1 この省令は、平成五年四月一日から施行する。</p> <p>2 金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律（平成四年法律第八十七号。以下「制度改革法」という。）による改正前の証券取引法（以下「旧法」という。）第二条第三項又は第四項に規定する募集又は売出しに関する旧法第四条第一項の規定による届出がその効力を生じている有価証券については、制度改革法による改正後の証券取引法（以下「新法」という。）第四条第一項の規定による届出がその効力を生じている有価証券とみなして改正後の特定有価証券の内容等の開示に関する省令第八条の規定を適用する。</p> <p>3 この省令は、外国投資信託証券に係る有価証券報告書及び半期報告書（これらに係る訂正報告書を含む。）にあつては、施行日以後に終了する特定期間（第二十三条に定める期間をいう。以下この項において同じ。）に係るものに適用し、施行日前に終了する特定期間に係るものについては、なお従前の例による。</p> <p>4 令和二年四月二十日から同年九月二十九日までの期間に提出期限が到来する有価証券報告書、外国会社報告書及び半期報告書については、新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。</p>

	<p>）の影響により、法第二十四条第五項において準用する同条第一項本文及び法第二十四条の五第三項において準用する同条第一項（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定するやむを得ない理由によりこれらの規定に定める期間内に提出できないと認められる場合並びに令第三条の四ただし書及び第四条の二の二ただし書に規定するその他やむを得ない理由によりこれらの規定に定める期間内に提出できないと認められる場合に該当すると認められるため、第二十四条、第二十四条の二及び第二十七条の四の規定にかかわらず、同年九月三十日までの期間、法第二十四条第五項において準用する同条第一項本文及び法第二十四条の五第三項において準用する同条第一項並びに令第三条の四ただし書及び第四条の二の二ただし書に規定する承認があったものとみなす。</p>
<p>-改正法・附則・題名- ～令和 2年 4月17日 内閣府 令 第37号～</p>	
<p>施行日：令和 2年 4月17日</p>	
<p>◆追加◆</p>	<p>附 則（令和二・四・一七内閣令三七）</p>
<p>-改正法・附則- ～令和 2年 4月17日 内閣府 令 第37号～</p>	
<p>施行日：令和 2年 4月17日</p>	
<p>◆追加◆</p>	<p>この府令は、公布の日から施行する。</p>
